

親族後見に係る今後の取組について

福祉保健部 福祉課

現状と課題、今後の方向性

《 現 状 》 [障がい者の成年後見制度の今後のニーズ]

1～3年	4～10年	20年以上	30年以上
112人	70人	25人	9人

◆今後のニーズに対応するための第三者後見人の確保に見通しが立たない。

《 課 題 》 後見人等候補者不足について、中核機関において解消に向けた取組が行われているものの、ニーズに対応するための後見人の確保が間に合わない。

《 今後の方向性 》

《中核機関(高齢介護課)で取り組んでいること》 ※R5.3月 認知症総合支援・権利擁護検討部会より

社会福祉協議会の法人後見事業の拡充（R8年度までに40件の受任件数の増を目指す。）

社会福祉協議会の法人後見事業以外（親族後見人への支援など）の確保策の検討

市と社会福祉協議会で役割分担を行い、協働で地域連携ネットワークの構築を進める。

《福祉課で今後取り組むこと》

相談支援専門員を通じた家族による親族後見人確保等の推進

成年後見制度について、親亡き後を見据えた本人・家族への説明を実施

令和5年度の取組

相談支援専門員の意見※R5.7月事務局会議より

- ・知的障がい者は、その親が高齢になる40～50歳をピークに成年後見制度の利用ニーズが高まる。
- ・親族後見人は、その兄弟・従兄弟が担うケースが多く、一定数(全体の2割程度)見受けられる。
- ・親が兄弟等の負担を心配し、第三者後見人を選ぶ傾向にある。
- ・制度に対する家族の理解を得ることが難しく、話が進まない。(高額報酬が発生する、第三者後見人は仕事をしないetc…)
- ・親族後見を選択するメリット・デメリット、選択できる場合・できない場合の違いが分からない。
- ・親族後見が必要な人・タイミングが分からない。
- ・困ったときの相談先が分からない。(弁護士、裁判所、市役所など)

課題

本人・家族への制度の説明を進めるに当たり、個々の相談支援専門員のノウハウ・知識等の底上げや平準化を図っていく必要がある。

R5年度の取組(案)

- **親族後見制度について学ぶ支援者向け勉強会**を開催
- ・目的…相談員のスキル向上
- ・対象…相談支援専門員ほか、他分野・他サービスの従事者
- ・内容…①専門職を講師とし、親族後見制度の基本的な知識を学ぶ
②支援者間で実際のケース事例を共有する。

期待できる効果

- 相談員として必要な知識が身につく。
- 当事者家族への確かなアドバイスが期待できる。
⇒利用促進のきっかけにつながる。

R6年度以降(案)

- 相談支援における成年後見制度の周知方法や周知するタイミングのルール化を検討
(ex.20歳到達時、相談員から保護者に対し制度について説明するetc…)
- 本人・家族向け勉強会の開催を検討

